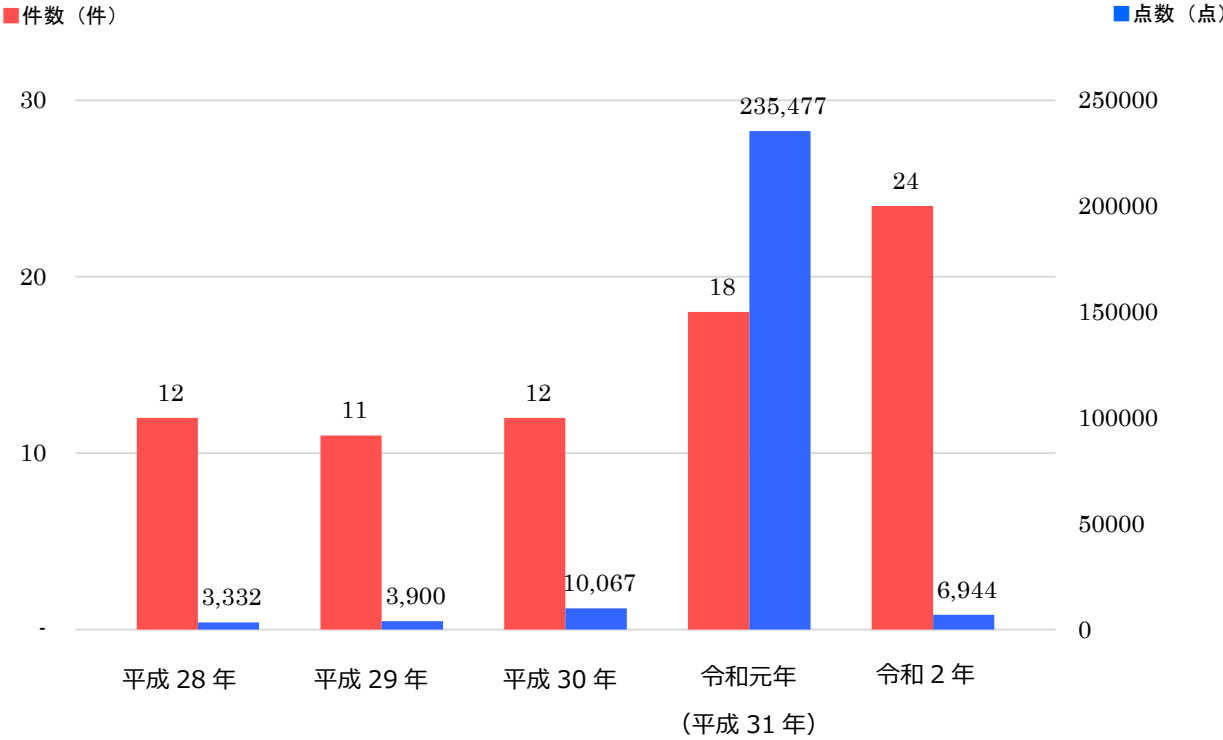


～ 神戸税関における知的財産侵害物品の差止状況 ～ 【令和2年】

神戸税関は、令和2年の偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせいたします。

1. 神戸税関における知的財産侵害物品の輸入差止実績（平成28年～令和2年）

令和2年に、神戸税関で差し止めた知的財産侵害物品は、24件（前年は18件）、6,944点（前年は235,477点）でした。



(注) 「差止件数」は、神戸税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告の数です。

「差止点数」は、神戸税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。

(参考) 令和元年は、CD、DVD類の差止めが231,678点ありました。

2. 知的財産侵害物品の取締りの概要

知的財産侵害物品は、関税法第 69 条の 2 及び第 69 条の 11 の規定により輸出入してはならない貨物と定められており、税関で取締りを行っています。また、国内に持ち込もうとした場合には関税法第 109 条等により処罰されることがあります。

取締りの対象となるのは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品、及び不正競争防止法違反物品です。（輸出は、回路配置利用権を除く。）

3. 令和 2 年における差止めの状況（詳細は、5. 資料参照）

（1）仕出国（地域）別：中国仕出しの貨物からの発見が 19 件（79%）

仕出国別では、近年の全国の差止め傾向と同様、中国仕出しの貨物からの発見が 19 件（前年は 10 件）で最多となっており、全体の約 8 割を占めました。

（2）権利別：商標権を侵害するものが 17 件（71%）

権利別では、前年同様、商標権を侵害するものが 17 件（前年は 14 件）と大きな割合を占めています。その他、著作権を侵害するものが 4 件（前年は 3 件）、特許権を侵害するものが 2 件（前年は 1 件）、意匠権を侵害するものが 1 件（前年は 1 件）でした。

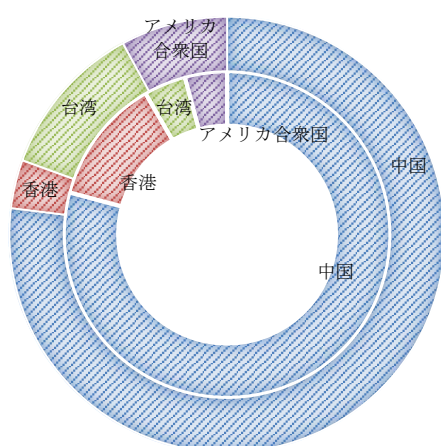
（3）品目別：コンピュータ製品が 5 件（20%）と最多

主な品目別の件数では、コンピュータ製品（ゲーム機用操作器、メモリーカード等）が 5 件のほか、衣類、自動車及び付属品（自動車用アクセサリ、自動二輪車用部品）がそれぞれ 3 件でした。

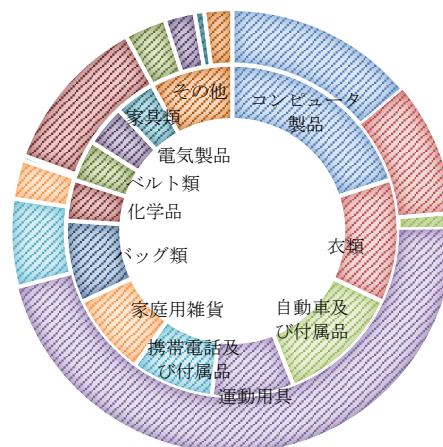
主な品目別の点数では、運動用具（トレーニング器具）が 3,201 点、コンピュータ製品が 968 点、化学品が 800 点、衣類が 677 点、携帯電話付属品が 445 点でした。

ゲーム機用操作器やトレーニング器具など、室内での使用が見込まれる物品の差止めも傾向として見られました。

仕出国別（内：件数、外：点数）



品目別（内：件数、外：点数）



4. 差止品目例

商標権



自動二輪車用部品



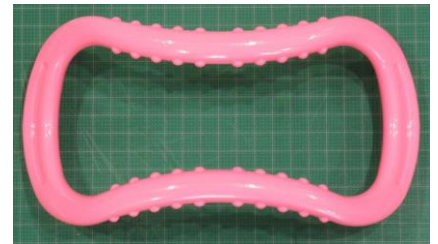
意匠権

自動車用アクセサリー
(リアラダー)



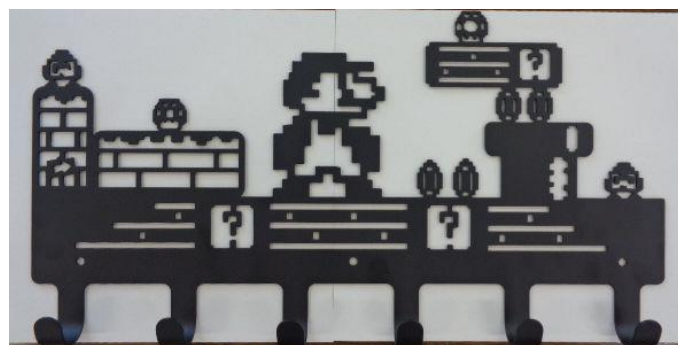
特許権

トレーニング器具



著作権

壁掛けフック



5. 資料

(1) 仕出国（地域）別

国名	件数	点数
中国	19	5,343
香港	3	250
台湾	1	800
アメリカ合衆国	1	551
合計	24	6,944

(2) 権利別

権利	件数	点数
特許権	2	3,201
意匠権	1	20
商標権	17	3,519
著作権	4	204
合計	24	6,944

(3) 品目別

品名	件数	点数
コンピュータ製品	5	968
衣類	3	677
自動車及び付属品	3	80
運動用具	2	3,201
携帯電話及び付属品	2	445
家庭用雑貨	2	198
バッグ類	2	23
化学品	1	800
ベルト類	1	210
電気製品	1	153
家具類	1	48
その他	2	141
合計	25	6,944

(※) 1事案で複数の品目がある場合、件数・点数はそれぞれの品目に計上しています。

例) 1事案で衣類2点、バッグ類3点の場合・・・衣類1件2点、バッグ類1件3点と計上。

【お問い合わせ先】
神戸税関総務部 税関広報広聴室 078-333-3028